

南港市場の供給対象区域に関する要綱

大阪市中央卸売市場業務条例第4条で定める大阪市中央卸売市場南港市場の取扱品目の供給対象区域は次のとおりとする。

(供給対象区域)

大阪市、堺市、豊中市、吹田市、守口市、八尾市、松原市、大東市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、藤井寺市及び東大阪市の区域

附 則

1 この要綱は、令和2年6月21日から施行する。